

札幌市図書・情報館システム機器借受【質問・回答】

No	質問内容	回答
1	<p>■借入期間について：貴市は、歳出予算の削減又は減額等に起因し長期継続契約を解除した実績等がありますでしょうか。</p>	<p>他局の事例については把握しておりませんが、歳出予算の削減又は減額等に起因し長期継続契約を解除した実績は本市教育委員会において確認できませんでした。</p>
2	<p>■賃料の回収について：令和6年(2024年)12月分の賃貸借料は、ご請求書を令和7年(2025年)1月1日までにお届けした場合、1月末日までにお支払い頂けると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約約款上の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を受注者に対して支払うものとしております。</p>
3	<p>■令和6年(2024年)12月分の賃料は、月額賃料を14日分/31日、令和11年(2029年)12月分の賃料は、月額賃料を17日分/31日として、算出させて頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>令和6年12月は18日分/31日、令和11年12月は13日分/31日として算出してください。</p>
4	<p>■賃貸借料のお支払いについて、初回、最終回は日割り計算となりますが、暦月の日数(31日)を基準に計算する方法でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>■仕様書8(6)借受期間満了後における借受品の処分については必ず協議することとありますが、機器の引取費用の業者負担やデータ消去の条件はございますでしょうか。</p>	<p>借受期間満了後の借受品の処分については買取を含めて協議しますが、仮に引き取りが発生した場合の費用は業者負担とします。また、データ消去は行うこととしますが、実行の手法等については別途決定することとします。</p>
6	<p>■契約者決定後に半導体部品不足や社会情勢の影響による納期遅延等、不測の事態により賃貸借開始日までに納品作業が間に合わなかった場合、契約者への指名停止等の処分、損害賠償請求等のペナルティは発生せずに契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>不測の事態等その時の事情を踏まえて、個別に検討いたします。</p>
7	<p>■保守契約は本契約に含まない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書の調達内容に記載していない保守サービスについてはお見込みのとおりです。</p>